



れんごう ふくおか

No. **316**

RENGO FUKUOKA

2016年12月12日発行
発行：日本労働組合総連合会福岡県連合会
発行人：西村芳樹 編集人：上野茂伸
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル
TEL.092-283-5529 FAX.092-283-5611
連合福岡のホームページ
<http://www.rengo-fukuoka.jp/>
連合福岡のメールアドレス
info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

★「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシソコアケを実現しよう！★

連合2017 春季生活闘争方針

連合は、2016年11月25日の第74回中央委員会で、『2017春季生活闘争方針』を決定しました。2017春季生活闘争は、経済・社会の構造変化や技術革新進展の中にあつて、「**経済の自律的成長**」「**包摂的な社会の構築**」「**ディーセント・ワークの実現**」をめざす取り組みであります。そのためには引き続き所得向上による消費拡大をはかる必要があります。すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に取り組みます。

春季生活闘争が持つ日本全体の賃金決定メカニズムを活かしつつ、それぞれの産業・企業における「働き」にふさわしい賃金水準への到達をめざします。とりわけ、中小企業労働者・非正規労働者の処遇改善に向けてより主体的な取り組みを行う観点から、中小組合（組合員数300人未満）は、賃上げ水準目標6,000円を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引上げを求めています。非正規労働者の就労環境の変化に配慮しつつ、雇用を安定させる取り組みを行う。賃金については「誰もが時給1,000円」の実現をめざし、達成済みの場合は37円の時給引き上げを求めています。

賃上げ要求水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とします。

「底上げ・底支え」「格差是正」のためには、「大手追従・準拠からの脱却」「サプライチェーン全体の付加価値分配」の取り組みを前進させなければなりません。中小組合における賃金実態把握と賃金制度確立を徹底するとともに、公正取引の推進に向けて労使での取り組みを強化し、社会全体に訴えていきます。

連合福岡としては、この連合の闘争方針を踏まえ、12月26日に開催予定の第16回執行委員会で『連合福岡2017春季生活闘争方針（案）』を提起し、2017年1月27日に開催予定の第17回執行委員会で決定していくこととします。



<2017春季生活闘争方針を確認>

ついでと 告意～問

「労働運動のベースと
一年の計は健康にあり」

夏まで参議院議員だった先輩から冊子が送られてきた。中味は、委員長や議員時代に認めたり発言した内容を後輩連中がまとめたもの。早速、懐かしく眼を通させてもらった。

部下として仕えたのは10年以上前のことであるが、あの頃の指導やアドバイスが、今、仲間と連合運動を具

現化するための業務を熟すことに役立っていることを改めて実感した。

「大きな耳を持っているか?」「労働組合にとって理論や理屈は必須。だけど気持ちが通じ合わなくて何の労働運動か。共感し感動する心なくして運動は成立しない」など。

「志は高く、目線は低く、地に足をつけて頑張れ!」といつも励まして頂きました。初心(ハートと健康第一)忘れず、2017年を迎えたいと思います。

★「経済の自律的成長」

2016春季生活闘争では、「経済の好循環」というキーワードを掲げていたが、同じ文言を掲げる政府は、物価上昇目標を掲げれば、上昇前に購買意欲が促進されることで売り上げが向上し、結果として賃金が上がるとするが、先行きの不透明感・将来への生活不安から、消費を控える動きに繋がり、思うように物事は進まなかった。結果として賃金は若干上昇するも、中小企業や非正規雇用で働く労働者にその恩恵が行き渡っていない。連合は、政府の意図する内容とは別のものであることを明らかにするために、「経済の自律的成長」とした。

闘争

の

3つの

キーワード

★「ディーセント・ワークの実現」

働く者の権利が保障され、十分な仕事とそれに見合う十分な収入があり、万が一病気等に罹患したときには適切な社会保障を享受できてこそ、ディーセントな働き方といえる。しかし、果たして現在の日本の働き方はそれを実現できているか疑問の余地がある。そこで、2017春季生活闘争の要求・交渉を通じてディーセント・ワークを実現すべく、キーワードとした。

★「包摂的な社会の構築」

アベノミクスでは強い者がより強くという方向性だが、連合は、包摂的な社会の構築が大切であり、成長は強者のものだけであってはならず、中小企業や非正規雇用で働く労働者ともその恩恵を分かち合うことが必要と考える。

回答ゾーンの設定

2017春季生活闘争においても以下の回答ゾーンを設定し闘いを進めていく。各構成組織は、回答ゾーンを踏まえて交渉日程の調整や必要な戦術設定の準備を進め、ヤマ場への集中と3月内決着をめざす。

第1 先行組合回答ゾーン 3月13日(月)～17日(金)

.....
 ☆ヤマ場 3月15日(水) ☆

第2 先行組合回答ゾーン 3月20日(月)～24日(金)

.....
 中堅・中小集中回答ゾーン 3月25日(土)～31日(金)

武漢市総工会定期交流（第12次訪中）

11月2日～6日、第12次訪中（武漢市総工会との定期交流）を企画し、連合福岡より6名を武漢市総工会に派遣しました。

武漢市総工会との協議では、今後の定期交流のあり方を確認しました。具体的には毎年相互に行う定期交流は人数と日数を縮小し、特別交流として、6年に1回は規模を拡大し実施すること。さらに自費交流は適宜実施することを確認し調印を行うことが出来ました。

連合福岡が提起した今回の交流協定の見直しのポイントは、これまでの歴史を踏まえ、糸を途絶えることなく進めること。しかし今後の財政的な実情も踏まえ、負担を縮小できる交流となる事を訴えました。

予定していた武漢市電力工会訪問では、発送電分離政策を5年ほど前より実施している武漢市電力関連工会の委員長・副委員長と意見交換を行い、発送電分離における課題と中国における電力事情をお聴きしました。発電の主力は石炭ではあるが自然エネルギーの開発も進めていること。増え続けるマンション群

と未来の武漢市を展示した博物館等への電力需給にも十分対応できるとの説明がなされました。

中国との民間交流は、その歴史を大切にしながら今後取り組んでいきます。



武漢市総工会との意見交換の様子



友好交流契約(交流協定)調印の様子

連合福岡議員懇談会 政策・制度学習会

連合福岡のめざす政策・制度実現のため、連合福岡は、連合福岡議員懇談会と連携を図り、2016年8月9日に小川県知事へ2016年度政策・制度要求書を提出し、2017年3月上旬には回答を受け取る予定となっています。この3月の回答引き出しに向け、県議会棟2階会議室において、議員懇談会との意思疎通を図るため、学習会を開催しました。

学習会は、2016年度政策・制度要求の趣旨等について連合福岡より説明を行った後、「主権者教育・特別支援学校・インターシップ制度」等の教育問題、「性犯罪・飲酒運転等の再犯」、「公契約条例の取り組み」等についての意見交換を行い、連合福岡の政策・制度要求内容が福岡県議会での代表質問や一般質問内容に反映されていることを共有しました。

また、連合福岡政策委員メンバーと議員懇談会メンバーが積極的に連携を図ることと、福岡県議会での代表質問や一般質問に連合福岡の求める政策・制度の要求が反映されるよう、学習会の開催時期等について工夫することも確認しました。



人権が尊重される平和で豊かな社会を求め



熱心に講演に聞き入る参加者

部落解放共闘福岡県民会議第24回総会・人権学習会が2016年11月16日(水)に開催されました。131名の参加者があり、今の人権に関する関心の高さを表しています。

総会では、「部落差別解消推進法が衆議院で可決し参議院に送られて本臨時国会での成立が見えてきた事は部落差別解消に向けての大きな前進である」と西村議長が挨拶しました。

また、総会では、憲法改悪や厳しい経済状況、圧迫された社会で起こる差別事件やいじめなどの問題などについて提起がありました。さらに、「部落の解放無くして労働者の解放なし、労働者の解放無くして部落の解放なしの精神のもと、地域・職場から差別を許さない取り組みを強化し、人権が尊重される、平和で豊かな社会を実現するために連携して取り組んでいく」とした内容の総会宣言を採択し終えることができました。

続いて行われた人権学習会では、DVD「えん罪を作りだす取調一狭山事件の場合」を視聴し、その後、狭山事件再審弁護団事務局長で弁護士の中北龍太郎さんが「狭山再審を求める闘い」について現状と課題の講演されました。えん罪がどのようにして作り出されていくのかをDVDと講演をつなげて考えることができ、えん罪の巧妙な仕組みは他人事ではなく自分がいつでもそのような状況になる可能性がある事を示唆される内容でした。

福岡県労働委員会とは

福岡県労働委員会をご存じですか。労働組合と使用者間の争いが円満に解決するよう手助け(あっせん)をしたり、使用者による労働者の団結権を侵害する行為があった場合にこれを排除し、公正な労使関係を形成すること(不当労働行為の救済)などを目的として、労働組合法に基づき設置された行政委員会であり、福岡県庁内にあります。

事件解決に努める委員は、労働問題に精通した大学教授・弁護士等の公益委員、労働組合役員等の労働者委員、会社役員等の使用者委員の三者で構成され、各々の委員が事件当事者等から事情をお聴きしながら、事件解決に向けた努力がなされています。

また、労働組合が関与しない労働者個人と使用者との間に起きた争いは、県内4ヶ所の労働者支援事務所を窓口として、労働委員会委員も紛争の解決に尽力されています。

労使間に発生した問題は、労使間での団体交渉等を通じて解決するのが望ましいのですが、解決が難しく第三者の関与を必要とされる場合は、是非労働委員会にご相談下さい。

事件を解決し、将来に向けた労使関係の構築・正常化に尽力していただけます。

連絡先 あっせんの相談・申立：092-643-3980 (調整課)
不当労働行為救済の相談・申立：092-643-3982 (審査課)

外国人技能実習法案の成立に対する 逢見事務局長談話

2016年11月18日

1. 参議院本会議において、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（外国人技能実習法案）が可決、成立した。現在約19万人もの実習生が在留中、労働関係法令違反やパスポート取り上げなどの不適正事案が生じている外国人技能実習制度の「適正な実施」と「実習生の保護」をはかる法的枠組みを新たに整備する点は評価する。
2. 法の主な内容は、①「国際研修協力機構」に代わり、法的権限を有する監督機関として「外国人技能実習機構」を新設すること、②実習生ごとに作成する「技能実習計画」を認定制とすること、③実習生を受入れる「監理団体」と「実習実施者」をそれぞれ許可制、届出制とすることなどである。また、民進党など3党が提出した修正案に基づき、実習生の報酬は日本人が従事する場合と同等額以上とすべき旨も明文化された。これらの規定は実習生の保護に資するものである。今後の省令制定においては、委任事項とされた「実習実施者」の届出要件や「技能実習計画」の認定基準の詳細などについて厳格に定められるべきである。
3. 他方、法には、実習生の受入れ期間を最長3年から5年へと延長する「第三号技能実習」の創設も規定されている。制度に対し国内外から批判を浴びている現状を踏まえれば、実際に制度の適正化が果たされたことを確認しないまま制度を拡充することは不相当である。
また、法案成立を受けて、「介護」が対人サービスとして初めて対象職種に追加される。しかし、実習生の日本語能力が十分担保される制度となっておらず、サービスの質や緊急時の対応、実習生の人権擁護などに懸念が残っており、職種追加には大きな問題がある。
4. 昨今は労働力不足を理由として、実習生を含む外国人労働者の受入れ議論が盛んに行われている。しかし、外国人技能実習制度の本旨は、法1条が定めるとおり「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」であり、実習生が低賃金労働者として扱われたり、ましてや過労死などが発生するようなことがあってはならない。
連合は、外国人技能実習制度がその本旨に合致する形で運用されることを求めるとともに、地域や職場において実習生を含めた外国人労働者の権利保護が適切にはかれるよう対応をはかる。

SCHEDULE これからの主な日程

- 12月10日▶第27回連合福岡青年委員会総会および女性委員会報告会(記念講演会)
11日▶2017年度第1回地協代表者会議
13日▶連合福岡金属部門連絡会第13回拡大幹事会
15日▶第7回中小労働運動委員会
17-18日▶組織活性化に向けた学習会
19日▶事務局(内局)会議
21日▶第14回政治センター委員会
第14回四役会議
26日▶第16回執行委員会
28日▶仕事納め
1月5日▶仕事始め
10日▶連合福岡・福岡県労協共催「新年賀詞交歓会」

連合福岡主催 ほんでも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・労福協に電話で予約して下さい。
10時～17時(土日祝日を除く)

エリア	12月	1月	エリア	12月	1月
福岡	13日(火)	10日(火)	遠賀川	16日(金)	27日(金)
	20日(火)	24日(火)			
筑紫・朝倉	6日(火)	17日(火)	北九州	21日(水)	18日(水)
北筑後	20日(火)	17日(火)	京築・田川	7日(水)	11日(水)
南筑後	14日(水)	11日(水)			

2016年3月28日 午前8時より

ますます便利に
ろうきんカードで
使えるATMが
拡大します!
しかもご利用手数料は無料

時間を気にせずATMのご利用が可能!さらにお預入も!さまざまな場所でますます便利に!

ATM運営会社: ATM Lawson, ATM net, 24時間365日、いつでも0円

①くわしくは、九州ろうきん店頭でご確認ください。②一部の地域においては、コンビニエンスストア内のATMを地方銀行等の金融機関が設置している場合があります。金融機関設置のATMは「MIS」となり、ご利用手数料をキャッシュバック(1回につき108円)をご利用いただける口座へ入金いたします。③システムメンテナンスなどにより、一部ご利用いただけない時間帯があります。また、ATMが発達されていない地域・店舗もございます。④ご利用時間・お取り引き内容はキャッシュコーナーによって異なります。©記載内容は2016年2月24日現在の概要です。

ZENROSAI NEWS



全労済福岡県本部
(福岡県労働者共済生活協同組合)
<http://www.zenrosai-fukuoka.coop/>

火災、自然災害、盗難までワイドな保障
全労済の住まいる共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済
火災はもちろん、台風・地震など
自然災害にも備えられる
「住まいと家財の保障」。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会
4016B011